

早川町・身延町・南部町医療事務組合情報公開審査会運営要領

(令和7年11月12日訓令第7号)

この訓令は、早川町・身延町・南部町情報公開条例(令和7年組合条例第21号)第18条に規定する早川町・身延町・南部町医療事務組合情報公開審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとし、その運営に関しては、身延町情報公開審査会運営要領(平成19年身延町訓令第12号)の規定を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。